

## 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引上げ分にかかる地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

この趣旨を踏まえ、「引上げ分の地方消費税交付金の用途について」下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 772,471 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 9,753,348 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	3,914,817	1,717,718	989,493	10	95,644	1,111,952
社会福祉	高齢者福祉事業	263,349	0	33,620	90,157	11,054	128,518
社会福祉	児童福祉事業	5,380,136	2,103,761	732,689	330,996	175,246	2,037,444
社会福祉	母子福祉事業	107,149	11,484	38,743	10	4,507	52,405
社会福祉	生活保護扶助事業	5,383,818	3,962,721	93,334	17,000	103,813	1,206,950
社会福祉	その他	320,088	0	38,552	1,799	22,155	257,582
社会保険	介護保険事業	1,699,555	13,793	6,896	0	132,967	1,545,899
社会保険	国民健康保険事業	1,289,156	133,224	473,560	0	54,044	628,328
社会保険	後期高齢者医療事業	1,629,405	0	232,430	0	110,641	1,286,334
保健衛生	親子すこやか事業	121,692	1,367	1,367	15	9,420	109,523
保健衛生	健康増進事業	48,075	0	11,249	0	2,917	33,909
保健衛生	がん検診事業	113,968	7	0	0	9,026	104,935
保健衛生	予防対策事業	278,023	0	1,294	0	21,917	254,812
保健衛生	診療所運営事業	89,087	0	0	57,830	2,476	28,781
保健衛生	その他	211,571	0	0	1,422	16,644	193,505
合計		20,849,889	7,944,075	2,653,227	499,239	772,471	8,980,877

(消費税法第1条第2項に規定する経費)

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費